55030	玉本　信次	27. 9.30	死　亡
55294	佐竹喜八郎	27. 9.25	〃
61192	藤井康之亮	27. 9.30	業務廃止
62300	上田　康雄	27. 9.22	死　亡
65625	齋藤　昭三	27. 9. 4	業務廃止
65646	松岡　孝敏	27. 8.31	〃
68365	小岩井利男	27. 9.30	〃
73224	大塚　宏幸	27.10.10	〃
75082	宇都宮　覺	27. 9.30	〃
76217	北山　高志	27.10.15	〃
77839	日下　肇	27.10. 5	死　亡
83240	飯森　愼一	27. 9. 6	〃
87876	河野　和善	27. 7.15	業務廃止
89404	谷口　一彦	27.10.14	〃
95391	村里　貞一	27. 9.23	死　亡
98639	村上　勝	27.10. 2	業務廃止
109132	鈴木　稔之	27. 9.13	死　亡
109161	奈須田與一郎	27. 8.10	〃
109655	青山　賢二	27.10. 1	業務廃止
111922	岸之上康夫	27. 9.20	〃
112485	橘　和良	27. 9.30	〃
113341	北川　恭正	27. 9.30	〃
125351	石川　大樹	27.10.12	〃
5797	三本　斌	27. 9.26	死　亡
9118	浅野　等	27. 9.21	〃
12743	石井　春男	27.10. 1	〃
17859	土方　健次	27. 9.30	〃
21598	川野　重則	27. 9.30	業務廃止
24820	髙村　啓	27.10. 6	死　亡
26434	三浦六三郎	27.10. 7	〃
32773	宮本　義文	27.10.14	業務廃止
36042	森　靖治	27.10.21	〃
36054	坊野　勝次	27.10.21	〃
37055	辻子　泰宏	27. 4.27	死　亡
40251	長尾　久	27. 9. 4	〃
40277	鈴木喜代志	27. 9.21	〃
40937	高木　實生	27. 9.30	〃
43298	小原　英世	27. 9.15	〃
44513	牧野　嘉明	27.10.20	業務廃止
44897	青柳平八郎	27.10.15	〃
46276	新宅　誠三	27.10. 7	死　亡
50967	土居　昇	27. 9.15	〃
53345	小林　久泰	27.10.21	業務廃止
53480	永瀬　雄二	27.10. 9	〃
54409	生良　一男	27.10.20	〃
57457	森川　茂樹	27.10.10	死　亡
70078	岡　節男	27.10.10	業務廃止
70081	溝江　弘志	27.10. 8	〃
70174	高橋　吉三	27.10.13	〃
76931	川崎　勤	27. 9.18	死　亡
76947	萩野谷幸子	27.10.15	業務廃止
77737	村松　康守	27.10.19	〃
85271	本田　豊	27.10.20	〃
87710	三宅　正悟	27.10.19	〃
91226	猪鼻　正彦	27. 9.26	死　亡
94936	小林　幸敏	27.10.13	業務廃止
98973	廣岡三喜雄	27. 8.18	〃
101749	加藤　俊直	27.10.21	〃
105195	桑野　泰人	27.10.20	〃
119202	門脇　健一	27.10. 5	〃
126587	黒川　健	27. 9.16	〃

裁決の公告

横浜弁護士会が平成26年12月９日に告知した同会所属弁護士猪俣貞夫会員（登録番号14172）に対する懲戒処分（業務停止１年４月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成27年10月20日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成27年10月26日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成27年10月26日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

愛知県弁護士会が平成26年５月８日に告知した同会所属弁護士森田辰彦会員（登録番号23404）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成27年10月20日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を取り消し同人を懲戒しない旨裁決し、この裁決は平成27年10月26日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第３号の規定により公告する。

平成27年10月26日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

兵庫県弁護士会が平成25年12月13日付けでなし、同日に効力を生じた対象弁護士に対する戒告の懲戒処分について、懲戒請求者から異議の申出があった。日本弁護士連合会は、上記処分を変更して、以下のとおり懲戒処分をしたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第６号の規定により公告する。

記

１　処分を受けた弁護士
　氏　　名　向田　誠宏
　登録番号　17849
　事 務 所　兵庫県神戸市中央区古湊通１－２－５ＤＡＩＥＩビル５階
　　弁護士法人アスタスク法律事務所
２　処分の内容　業務停止１年
３　処分が効力を生じた年月日
　平成27年10月26日

平成27年10月26日　　日本弁護士連合会

無縁墳墓等改葬公告

一般国道491号道路改良工事のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

平成27年11月13日　　山　口　県

１．墳墓等所在地　山口県下関市豊田町大字一ノ俣字横畑246番１
１．墳墓等の名称　不詳
１．死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
１．改葬を行おうとする者　山口県下関市貴船町３丁目２番１号　山口県下関土木建築事務所長　温品　由彦

無縁墳墓等改葬公告

一般国道435号交通安全工事のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

平成27年11月13日　　山　口　県

１．墳墓等所在地　山口県下関市豊北町大字神田字力石105番１、山口県下関市豊北町大字神田字力石125番
１．墳墓等の名称　不詳
１．死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
１．改葬を行おうとする者　山口県下関市貴船町３丁目２番１号　山口県下関土木建築事務所長　温品　由彦

公示送達

下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第１項の規定による使用収益停止通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告する。

平成27年11月13日
　盛岡広域都市計画事業
　太田地区土地区画整理事業
　施行者　盛岡市
　代表者　盛岡市長　谷藤　裕明

記

１　送付を受けるべき者の住所及び氏名
　住所　岩手県北上市大通り二丁目９番25号
　氏名　株式会社　千代田地所
２　通知の内容
　土地区画整理法第100条第１項の規定により、別紙のとおり使用し、又は収益することを停止しますので通知します。

教示

１　この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に対して審査請求することができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）
２　この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙の記載は省略し、それらを盛岡市下太田榊44番地４太田地区土地区画整理事業相談所の掲示場所において掲示しています。